

第十二回教化化学研究集会研究発表要旨

矯正施設における教化活動

大 島 鳳 淳

(奈良県妙要寺住職)

宗教者が矯正施設と関わりを持つのは、殆んどの場合教誨師としての立場からであります。文字通り教誨師は、收容者の宗教への関心と理解を深めさせると共に、健全な精神を持つ社会人として更生させるための指導を行います。私も最初は会長から教誨師にとの依頼を受けたのでありますが、定数の関係で篤志面接委員としてお願い出来ないかと言うことになりました。

篤志面接委員とは、收容者がかかえる種々の問題、即ち精神的煩悶、宗教、教養、法律、職業、保護、家庭問題等、面接を通して助言指導する委員のことで、その活動分野は多岐にわたっています。従ってメンバーはそれ

ぞれの専門的知識、経験者をもとに構成され、比較的自由に活動出来ます。何もわからなかった私が奈良少年刑務所の委員を引き受け、早や十年が過ぎました。本日は、そのささやかな活動を報告させて頂きます。

その前に矯正施設の概略を説明しておきます。

一般的に十四歳以上二〇歳未満の少年は、警察→少年鑑別所→家庭裁判所審理のルートのもと、必要に応じて保護処分として少年院に收容されます。少年院には年齢・犯罪・傾向等により、初等・中等・特別・医療の四種があり、その收容期間は三ヶ月、六ヶ月、一年で、目的とするところは非行に対する刑罰を課すのではなく、**教科教育・職業教育・生活指導等を通じて收容者の性格を矯正し、社会生活への適応性を養うことにあります。**尚、少年であっても凶悪と認められると、少年法は適用されず、裁判の結果刑務所入所もあります。

次に二〇歳以上の成人は、警察→検察→裁判→

有罪→刑務所となります。刑務所は初犯を主として改善容易と思われる者を收容するA級、累犯を主として改善困難と思われる者を收容するB級とに分れ、その中でも年齢、性別、精神面等により区分されます。

近代的な意味での最初の刑務所は、一五九五年の阿姆斯特ダムの懲治場制に始まると言われていますが、その女子收容所の門に「なんじ恐れるなかれ、われはなんじの悪に対して報復するものでなく、なんじを善へ導かんとするものである。我が手は厳しいが、我が心は愛に満ちている」と刻まれています。この言葉は今日の刑務所運営の最級目的そのもので、古典派学説が刑罰は犯罪への応報として科すものとしたのに対し、近代派学説が刑罰は矯正を目的としたもので過去の犯罪に対するものではないとした所以も、この点にあるのです。

さて、私が担当する奈良少年刑務所は、主として犯罪傾向の進んでいない二〇歳以上三十八歳未満(少年、三〇歳以上も收容)を收容する施設で、罪名は窃盗三二%、覚醒剤取締法二二%、その他強盗殺人に及び、刑期は平均二年七ヵ月。初犯が七五%となっています。

次に收容者のプロフィールをイメージして頂くため、施設でとられたアンケートの一部を紹介しておきます。

○実父母のもとで育った……………五〇%

○両親のイメージ

不仲、家出、別居、離婚……………三一%

○お前なんか生まれなかつた方が良い、こんなつもりで生んだ訳でない、私の子でないと云われたことがある……………三〇%

○犯罪に対して

すべて自分が悪い……………八〇%

大部分自分が悪い……………二〇%

自分も被害者も共に悪い……………二%

大部分被害者が悪い……………二%

○悪いことをするとバチがあたる

信じる……………七五%

信じない……………二五%

これはほんの一部ですが、こうした実態をふまえながら、收容者への面接指導を行います。

その指導は大別して、集団、個別、教科の三つに分れ

ます。

私が心がけていることは、先ず收容者に出来るだけ多く語らせるようにすることです。彼らは普段は無駄口をたたくことは出来ず、作業工場でも必要最小限度しか語れません。面接の第一歩は信頼関係を築くところであり、又、それがすべてです。お説教でなく、たとえだまされても良いから聞き役に徹する。「この先生にならどんな話でも聞いて貰える」との安心感を持たせることです。第二は、出来るだけ面接の回数を多く、約束した日時を変えないことです。もちろんいつも予定通りとはいきませんが、心がけるといふことです。第三に、彼らを犯罪者として、極端に言えばものを見る目でなく、心を見る目でとらえ、心聞く耳で訴えに耳を貸す気持が大切です。以上三点、大変難しいことですが面接に当って心がけています。

次に面接の概要を説明いたします。

一、集団指導

入所した收容者は新人生としてオリエンテーションを受けます。約一カ月間起居動作等の集団行動訓練を通し

て規律を学び、その中の一つとして委員の面接指導があり、一クラス約四〇名、一時間程講話します。所内生活が進み、それぞれの成績等により順次三級、二級と進み、日時を決めて講堂で集会が持たれ、そこへも出向きます。対象は約二百名前後で、数名の看守と教育課の先生が一名立ち会うだけです。背筋を伸ばして真剣に聞く姿は最近の学校ではお目にかかれません。そうした集会には、母と子の愛、逆境に打ち克った青年の例話等、出来る限り琴線に触れる話題を心がけています。入所間もないと思われる幾人かが涙する姿を見る時、理屈でなく情に訴える大切さを実感します。

やがて一級者として釈放又は仮釈放が近づくと、出所二週間前に名誉寮に入り、昼は社会見学をかねた奉仕作業に従事したり、精神面又は職業上の指導を受けます。その場合、冬であればコタツに入り座談的に話します。当然出所後の心構えに及びますが、所内生活をふり返ったの感想等から学ばされる点もあります。

二、個別指導

これには事件がもとで死に至らしめた被害者や親族へ

の供養を行う場合と、規則に反して懲罰を受けて房内で一人謹慎する者への指導の二つのケースがあります。所内には本宗の教誨師がいないため、日蓮宗又は法華系は私が担当しています。供養の場合は読経堂でお自我偈、お題目を唱え、焼香させ、その後法話を行います。集団では知ることの出来ない悩み、苦しみを訴える者が多く、定期的に面接するケースも出て来ます。又、回を重ねるにつれ唱題する者も出て来ます。

三、教科指導

所内に県立奈良高校通信制過程が開設され、午前中授業が行われます。教育課の先生方や二、三の外來講師がその任に当り、私は英語を担当しています。又、高校に より先生方が月一度スクーリングに來所され、入学式、卒業式等厳肅に行われます。生徒は刑期の長い者が多く、それだけ犯罪は重いということですが、選ばれた故か、性格、学業共に真面目な姿勢を感ずますし、年二回の試験にも良い結果をあげています。

終りに面接指導等の一事例をお話しします。

Aは高校二年生でした。ある日のこと授業が早く終り、

自由に話しあううち、家庭や親の話になりました。各自がそれぞれの思いを語る中、Aのみ黙っているのに気づき、「君はどう思っているの」と何気なく尋ねたとたん、「先生、ほっといてくれ！おれには親なんかいない！」と横を向いてしまったのです。

それ以来Aはどこかよそよそしく、気になった私は教育課の先生に尋ねました。先入観や偏見にとらわれてはと思い、出来るだけ聞かないようにしているのですが、調書を見て驚きました。何とAは父を殺し、無期の判決を受けていたのです。止めようとした母にも傷を負わせていました。親子の縁は途切れ、面会にも来ません。「親なんかいない」と叫んだ意味が初めてわかりました。彼の様子が他の生徒と比べ暗く陰を帯びています。何とか出来ないかなあと思いながら日が過ぎていきました。ある日のこと、教官室へ戻ると卒業生のBからの手紙が来ているではありませんか。「そうだ、手紙だ……」。

次の授業の終りに、Aに向かって「どうだい、一度この様子をお母さんに知らせたら……」。もちろん、「うん」と言うはずがありません。聞き入れない彼に根気よく説